

## 平成30年度 香川県医学生修学資金（公募分）募集要項

### 1 応募資格

次の要件を全て満たすこと

- ① 将来、県が別途定める医療機関で一定期間、医師の業務に従事する意思があること
- ② 香川大学医学部、または、香川県内の高等学校を卒業後、香川大学以外の大学医学部に在籍している第1年次から第4年次までの方

### 2 募集人員 4人

### 3 応募手続き

- (1) 応募期間 平成30年4月9日（月）～5月11日（金）
- (2) 応募方法 下記（3）の書類を（4）の申込先まで、持参又は郵送すること
- (3) 提出書類

- ① 医学生修学資金貸付選考申込書（別紙）
- ② 大学の成績証明書（1年生は在学証明書）
- ③ 香川大学以外の大学に在籍している者は、出身高等学校の卒業証明書
- ④ 大学の学長又は医学部長の推薦書（様式2）
- ⑤ 履歴書（市販の様式で可。写真を張り付けること）
- ⑥ 応募理由書

この修学資金を借りようと考えた理由、地域医療に対する考え、将来どのような医師になりたいかについて、800字程度でまとめて提出すること（A4縦の用紙に横書きで記載すること）

#### (4) 申込先（問合せ先）

〒760-8570 高松市番町4-1-10  
香川県医務国保課 医療人材グループ（担当：池田）  
電話 087-832-3321

◎直接持参する場合

申込期間中の平日午前8時30分～午後5時15分の間に受付

◎郵送する場合

簡易書留で郵送し、5月11日必着のこと

※ 香川大学医学部の学生については、医学部学務室でも申込みを受け付ける。

### 4 選考方法

提出された書類及び面接（日時、場所等は後日連絡）により、総合的に選考し、その結果を申込者に通知する。

なお、選考に合格した者には、別途貸付手続きを依頼する。

## 【香川県医学生修学資金貸付制度の概要】

### 1 貸付制度の主旨

香川県医学生修学資金貸付制度は、将来、県内の医療機関等の医師として勤務し、本県の地域医療を支えていこうとする意欲に富んだ医学部生に対して、その修学等に必要な資金を県が貸付ける制度で、地域医療を担う人材を県と公的医療機関とが共に育成しようとする制度です。

### 2 貸付額等

- (1) 貸付額 月額 12万円
- (2) 貸付期間 貸付けの決定の年度から大学を卒業するまでの正規の修業期間  
(原則、貸付けを辞退することはできません。)
- (3) 貸付方法 原則3月分を一括して、その最初の月に口座振込
- (4) 連帯保証人 独立の生計を営み、修学資金の返還の債務を負担することができる成年者2名が必要になります。

### 3 修学資金の返還の免除

県内の基幹型臨床研修病院(表1)で2年間の初期臨床研修を修了し、引き続き、県内の公立病院等のうち、知事が貸付者ごとに指定する医療機関(表2)で、貸付期間の1.5倍の期間(1年未満は繰り上げ)勤務した場合(そのうち高松圏域以外の勤務が2分の1以上になるよう調整)、貸付額の返還を全額免除します。

貸付開始	貸付期間	義務年限期間	
		初期臨床研修	知事が指定する医療機関での勤務
1年生	6年間	2年間	7年間
2年生	5年間	2年間	6年間
3年生	4年間	2年間	4年間
4年生	3年間	2年間	3年間

【表1 県内の基幹型臨床研修病院】

病院名	香川大学医学部附属病院、県立中央病院、高松赤十字病院、高松市民病院、香川労災病院、四国こどもとおとなの医療センター、三豊総合病院、総合病院回生病院、高松平和病院
-----	--

【表2 指定医療機関】

医療圏	医療機関名
大川医療圏	県立白鳥病院、さぬき市民病院
小豆医療圏	小豆島中央病院
高松医療圏	高松医療センター、県立中央病院、香川総合リハビリテーション病院、高松市民病院、同塩江分院、同附属香川診療所、高松赤十字病院、香川県済生会病院、屋島総合病院、りつりん病院、香川大学医学部附属病院

中讃医療圏	県立丸亀病院、香川労災病院、坂出市立病院、四国こどもとおとなの医療センター、陶病院、滝宮総合病院
三豊医療圏	西香川病院、永康病院、三豊総合病院
その他	香川県（本庁・保健所）

※ 指定医療機関の見直しを検討中

#### 4 修学資金の返還

修学資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当することになったときは、貸付けを受けた修学資金の全額と、貸付けを受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10%の割合で計算した額との合計額を一括返還しなければなりません。

- (1) 退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 正当な理由がなく、大学卒業後2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- (4) 正当な理由がなく、医師免許取得後、直ちに初期臨床研修を開始しないとき、又は臨床研修を中止したとき。
- (5) 臨床研修修了後、引き続き義務年限期間、貸付者ごとに指定する医療機関で勤務しなかったとき。
- (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき。

#### 5 専門診療科の選択

「内科、外科、救急科、産婦人科、小児科、総合医」を選択する場合は、特に制限はありませんが、それ以外の診療科を選択する場合は、県との協議が必要になります。

※ 提出書類の様式や香川県医学生修学資金貸付条例、同施行規則等については、「香川県地域医療支援センター」のホームページや香川県の「医療情報総合サイト」に掲載していますので、ご活用ください。

■香川県地域医療支援センター (<https://dr-kagawa.com/>)

■医療情報総合サイト (<http://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/soumujiji/index2.htm>)